（様式２号）

**一般競争入札参加資格等確認資料**

　業務名称：鳥飼仁和寺大橋有料道路　道路施設清掃等業務（単価契約）

商号又は名称

代表者（支店長名）　　　　　　　　　　　　　　　　印

**１．以下の(1)～(11)の要件をすべて満たしていますか。（ はい ・ いいえ ）**

(1)　令和４年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「舗装道機械清掃（種目コード０３９）」及び「雨水排水施設機械清掃（種目コード０４０）」に登録されている者であること。

(2)　「大阪府都市整備部舗装道機械清掃業務及び雨水排水施設機械清掃業務に係る入札参加資格事前審査取扱要領」に基づく舗装道機械清掃業務及び雨水排水施設機械清掃業務の令和３年度の認定を受けている者であること。

(3)　大阪府の区域内に事業所を有し、かつ、作業基地（路面清掃車、散水車、ダンプトラック及び給水車の車両保管所）が次の地域内にある者であること。

　　・豊中市、池田市、箕面市、豊能郡豊能町及び能勢町

　　・吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡島本町

　　・守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

　　・東大阪市、八尾市、柏原市

 　 ・大阪市（北区、此花区、福島区、中央区、西淀川区、淀川区、東淀川区、

　　　　　　　都島区、東成区、生野区、旭区、城東区、平野区、鶴見区）

(4)　次の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 成年被後見人

(イ) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

(ウ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

(エ) 民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

(オ) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

(カ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

(ク) 地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(5)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けかつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要領に基づく物品・役務委託関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(6)　大阪府の区域内に事業所を有すること。

(7)　府税に係る徴収金を完納していること。

(8)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(9)　大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書（添付書類を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。

(10)　この公告の日から入札の日までの期間において、次の(ア)から(エ)のいずれにも該当しない者であること。

(ア)大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者

(イ)大阪府入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

(ウ) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等から暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61条）第3条第1項に規定する入札参加除外者（(3)キに掲げる者を除く。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（(3)キに掲げる者を除く。）又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者（(3)キに掲げる者を除く。）

(エ)大阪府又は大阪府道路公社との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償の請求を受けている者（本公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）